

# 第1四半期報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した第1四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものであります。

株式会社みずほフィナンシャルグループ  
(E03615)

## 目次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【事業等のリスク】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	11
第3 【提出会社の状況】	22
1 【株式等の状況】	22
(1) 【株式の総数等】	22
【株式の総数】	22
【発行済株式】	23
(2) 【新株予約権等の状況】	26
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	26
(4) 【ライツプランの内容】	26
(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	27
(6) 【大株主の状況】	27
(7) 【議決権の状況】	28
【発行済株式】	28
【自己株式等】	28
2 【役員の状況】	29
第4 【経理の状況】	30
1 【四半期連結財務諸表】	31
(1) 【四半期連結貸借対照表】	31
(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】	33
【四半期連結損益計算書】	33
【第1四半期連結累計期間】	33
【四半期連結包括利益計算書】	34
【追加情報】	35
【注記事項】	36
【セグメント情報】	39
2 【その他】	52
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	53
独立監査人の四半期レビュー報告書	54

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月15日
【四半期会計期間】	第10期第1四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）
【会社名】	株式会社みずほフィナンシャルグループ
【英訳名】	Mizuho Financial Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 佐藤 康博
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号
【電話番号】	東京 03 (5224) 1111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	主計部長 平間 久顕
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号
【電話番号】	東京 03 (5224) 1111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	主計部長 平間 久顕
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

		平成22年度 第1四半期連結 累計期間	平成23年度 第1四半期連結 累計期間	平成22年度
		(自 平成22年 4月1日 至 平成22年 6月30日)	(自 平成23年 4月1日 至 平成23年 6月30日)	(自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日)
経常収益	百万円	713,160	632,871	2,716,791
経常利益	百万円	211,694	115,729	588,498
四半期純利益	百万円	149,847	96,364	—
当期純利益	百万円	—	—	413,228
四半期包括利益	百万円	112,334	32,295	—
包括利益	百万円	—	—	266,668
純資産額	百万円	5,784,935	6,434,820	6,623,999
総資産額	百万円	154,410,282	156,507,321	160,812,006
1株当たり四半期純利益金額	円	9.67	4.42	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	20.47
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	円	8.74	4.14	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	—	—	19.27
自己資本比率	%	2.24	2.68	2.69
連結自己資本比率 (第一基準)	%	13.52	14.76	15.30

- (注) 1. 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部合計で除して算出しております。
4. 連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出しております。当社は、第一基準を適用しております。
5. 平成22年度第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定に当たり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

## 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、「みずほフィナンシャルグループ」（当社及び当社の関係会社。以下、当社グループ）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

平成23年6月22日付で提出した有価証券報告書における「事業等のリスク」に記載の通りであり、変更すべき事項はございません。

### 2【経営上の重要な契約等】

#### 1. みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社及びみずほインベスターズ証券株式会社の完全子会社化について

当社、当社連結子会社である株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社及びみずほインベスターズ証券株式会社は、当社グループの上場子会社であるみずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社及びみずほインベスターズ証券株式会社の完全子会社化（以下それぞれを「本件完全子会社化」）に関して、平成23年3月15日付基本合意書に基づき、平成23年4月28日に各社取締役会において、株式交換（以下「本件株式交換」）により、みずほ信託銀行株式会社を当社の完全子会社とすること、みずほ証券株式会社を株式会社みずほコーポレート銀行の完全子会社とすること、みずほインベスターズ証券株式会社を株式会社みずほ銀行の完全子会社とすることを決定し、各々株式交換契約を締結いたしました。各々の契約は、平成23年6月22日開催のみずほ信託銀行株式会社の定時株主総会及び各種類株主総会、平成23年6月22日開催のみずほ証券株式会社の定時株主総会、平成23年6月29日開催のみずほインベスターズ証券株式会社の定時株主総会において承認されております。今後、国内外の関係当局への届出、許認可の取得等を前提として、平成23年9月1日を効力発生日として行う予定です。

なお、みずほ証券株式会社と現在資本関係を構築しております農林中央金庫につきましては、本件完全子会社化後に、みずほ証券株式会社と農林中央金庫との間で業務協力分野の拡大、連携関係の更なる強化を図るとともに、株式会社みずほコーポレート銀行が有するみずほ証券株式会社の株式の一部（平成23年5月30日現在において農林中央金庫が保有するみずほ証券株式会社の議決権割合に相当する株数を予定）を農林中央金庫に譲渡する方法その他の方法により、みずほ証券株式会社と農林中央金庫の資本関係を継続させることを目的として、本件完全子会社化後の平成23年9月1日に、その具体的な内容・方法その他必要な事項について規定する法的拘束力のある一連の契約を締結することに向けて協議すること等について合意に至り、平成23年5月30日に株式会社みずほコーポレート銀行及び農林中央金庫は、基本合意書を締結しております。

#### (1) 株式交換の目的

当社は、グローバル金融危機後の経済社会の構造変化や国際的な金融監督・規制の見直しなど、金融機関を取り巻く新たな経営環境に迅速かつ的確に対応すべく、昨年5月に当社グループの中期基本方針として「変革」プログラムを発表いたしました。

当社グループは、「お客さま第一主義」を実践しつつ、直面する経営課題について抜本的な見直しを行い、「収益力」「財務力」「現場力」の3つの強化策を通じて、持続的成長を実現すべく、現在グループを挙げて取り組んでおります。

本件完全子会社化は、グループの一体的運営や人材・ネットワークといった経営資源の全体最適を実現し、「変革」プログラムへの取り組みを加速することで、「グループ力」を一段と強化することを目的としております。具体的には、意思決定の迅速性や戦略の機動性を一層高め、外部環境の変化やグループ全体・各社の課題に、より柔軟に対応できるグループ経営体制を構築すること、当社グループの強みである総合金融サービス力をこれまで以上に発揮させ、銀行・信託・証券フルライン機能をシームレスに提供するグループ連携体制を強化すること、業務集約の推進やコスト構造の改革等を徹底し、グループ経営効率の更なる向上を追求すること、を企図しております。

証券分野においては、平成23年7月29日に公表いたしました「みずほ証券とみずほインベスターズ証券の合併に関する基本合意について」の通り、両社の合併を行うことについての基本方針を決定し、その具体的な検討・協議に向けて基本合意書を締結いたしました。本件合併により、国内リテール業務の強化や経営インフラの合理化・効率化を押し進め、グループ総合証券会社として一元的に証券機能を提供することを目指してまいります。

このように、「銀・信・証」連携をはじめとする当社グループの総力を結集することにより、個人のお客さまには、共同店舗の展開や運用商品・コンサルティング機能の拡充など、より充実した総合金融サービスを提供するとともに、法人のお取引先には、グローバル化・高度化・多様化する経営課題に対して、グループ各社の専門機能を発揮した最適な金融ソリューションを提供してまいります。

本件完全子会社化等により「グループ力」の強化を図ることで、当社グループの企業価値の更なる向上を目指し、本件株式交換により当社の普通株式を保有することになるみずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社及びみずほインベスターズ証券株式会社の株主の皆さまを含め、当社の株主の皆さまのご期待に応えてまいりたいと考えております。

(2) 株式交換の条件

株式交換の方法

会社法第767条に基づき、以下株式交換を行います。

- A 当社を株式交換完全親会社、みずほ信託銀行株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「みずほ信託銀行株式交換」）
- B 株式会社みずほコーポレート銀行を株式交換完全親会社、みずほ証券株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「みずほ証券株式交換」）
- C 株式会社みずほ銀行を株式交換完全親会社、みずほインベスターズ証券株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「みずほインベスターズ証券株式交換」）

（以下、みずほ信託銀行株式交換、みずほ証券株式交換及びみずほインベスターズ証券株式交換をそれぞれ「各株式交換」といいます。）。

また、各株式交換はいずれも、会社法第796条第3項の規定に基づき、株式交換完全親会社の株主総会の承認を要しない場合（簡易株式交換）に該当します。

なお、本件完全子会社化の目的を実現するとともに、株式交換完全子会社の株主の皆さまに対して割り当てられる株式交換の対価の流動性を確保し、それらの株主の皆さまに対し本件完全子会社化によるシナジーの利益を提供するとの観点から、みずほ証券株式交換及びみずほインベスターズ証券株式交換については、いわゆる「三角株式交換」の方法によるものとし、これらの株式交換の対価としては、株式会社みずほコーポレート銀行及び株式会社みずほ銀行の株式ではなく、それらの完全親会社である当社の普通株式を割り当てることといたします。

株式交換に係る割当ての比率

会社名	みずほ信託銀行株式交換		みずほ証券株式交換		みずほインベスターズ証券株式交換	
	当社 （株式交換完全親会社）	みずほ信託銀行株式会社 （株式交換完全子会社）	当社 （株式交換完全親会社であるみずほコーポレート銀行の完全親会社）	みずほ証券株式会社 （株式交換完全子会社）	当社 （株式交換完全親会社であるみずほ銀行の完全親会社）	みずほインベスターズ証券株式会社 （株式交換完全子会社）
本件株式交換に係る割当ての内容	1	0.54	1	1.48	1	0.56
本件株式交換により交付する株式数	普通株式： 824,278,756株（予定）		普通株式： 959,643,286株（予定）		普通株式： 322,947,276株（予定）	

（注1）株式の割当比率

みずほ信託銀行株式会社の普通株式1株に対して当社の普通株式0.54株を、みずほ証券株式会社の株式1株に対して当社の普通株式1.48株を、みずほインベスターズ証券株式会社の株式1株に対して当社の普通株式0.56株を、それぞれ交付いたします。

但し、当社が保有するみずほ信託銀行株式会社の普通株式（平成23年6月30日現在3,500,391,652株）、当社の完全子会社である株式会社みずほコーポレート銀行が保有するみずほ証券株式会社の株式（平成23年6月30日現在941,624,715株）及び当社の完全子会社である株式会社みずほ銀行が保有するみずほインベスターズ証券株式会社の株式（平成23年6月30日現在654,155,206株）については、本件株式交換による株式の割当てを行いません。

（注2）本件株式交換により交付する当社普通株式の数

A みずほ信託銀行株式交換

当社は、本件株式交換に際して、本件株式交換により当社がみずほ信託銀行株式会社の発行済株式（但し、当社の有するみずほ信託銀行株式会社の株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」）におけるみずほ信託銀行株式会社の株主の皆さま（但し、当社を除きます。）に対し、みずほ信託銀行株式会社の普通株式に代わる金銭等として、その有するみずほ信託銀行株式会社の普通株式1株に対して、当社の普通株式0.54株の割合をもって、当社の普通株式を割り当てる予定です。また、みずほ信託銀行株式会社は、本件株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前の時点までにみずほ信託銀行株式会社が保有することとなる自己株式（平成23年6月30日現在現在901,037株）（なお、「自己株式」には、本件株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによってみずほ信託銀行株式会社が取得する自己株式を含みます。）の全てを基準時の直前の時点をもって消却する予定です。さらに、みずほ信託銀行株式会社は、新株予約権を発行しております（平成23年6月30日現在3,046個であり、新株予約権の目的となるみずほ信託銀行株式会社の普通株式の数は3,046,000

株)。よって、本件株式交換により交付する当社の普通株式数については、みずほ信託銀行株式会社による自己株式の取得及び消却、並びにみずほ信託銀行株式会社が発行する新株予約権の保有者による当該新株予約権の行使等の理由により今後変更される可能性があります。なお、みずほ信託銀行株式会社の第一回第一種優先株式及び第二回第三種優先株式については、当社が発行済株式の全部を保有しているため、本件株式交換による当社の普通株式その他の金銭等の割当てを行わないものとします。

#### B みずほ証券株式交換

株式会社みずほコーポレート銀行は、本件株式交換に際して、本件株式交換により株式会社みずほコーポレート銀行がみずほ証券株式会社の発行済株式（但し、株式会社みずほコーポレート銀行の有するみずほ証券株式会社の株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時におけるみずほ証券株式会社の株主の皆さま（但し、株式会社みずほコーポレート銀行を除きます。）に対し、みずほ証券株式会社の株式に代わる金銭等として、その有するみずほ証券株式会社の株式1株に対して、当社の普通株式1.48株の割合をもって、当社の普通株式を割り当てる予定です。また、みずほ証券株式会社は、本件株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前の時点までにみずほ証券株式会社が保有することとなる自己株式（平成23年7月31日現在1,656,342株）（なお、「自己株式」には、本件株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによってみずほ証券株式会社が取得する自己株式を含みます。）の全てを基準時の直前の時点をもって消却する予定です。さらに、みずほ証券株式会社は、新株予約権を発行しております（平成23年7月31日現在1,517個であり、新株予約権の目的となるみずほ証券株式会社の株式の数は1,517,000株）。よって、本件株式交換により交付する当社の普通株式数については、みずほ証券株式会社による自己株式の取得及び消却、並びにみずほ証券株式会社が発行する新株予約権の保有者による当該新株予約権の行使等の理由により今後変更される可能性があります。

#### C みずほインベスターズ証券株式交換

株式会社みずほ銀行は、本件株式交換に際して、本件株式交換により株式会社みずほ銀行がみずほインベスターズ証券株式会社の発行済株式（但し、株式会社みずほ銀行の有するみずほインベスターズ証券株式会社の株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時におけるみずほインベスターズ証券株式会社の株主の皆さま（但し、株式会社みずほ銀行を除きます。）に対し、みずほインベスターズ証券株式会社の株式に代わる金銭等として、その有するみずほインベスターズ証券株式会社の株式1株に対して、当社の普通株式0.56株の割合をもって、当社の普通株式を割り当てる予定です。また、みずほインベスターズ証券株式会社は、本件株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前の時点までにみずほインベスターズ証券株式会社が保有することとなる自己株式（平成23年6月30日現在1,511,037株）（なお、「自己株式」には、本件株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによってみずほインベスターズ証券株式会社が取得する自己株式を含みます。）の全てを基準時の直前の時点をもって消却する予定です。よって、本件株式交換により交付する当社の普通株式数については、みずほインベスターズ証券株式会社による自己株式の取得及び消却等の理由により今後変更される可能性があります。

#### 株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

みずほ信託銀行株式会社及びみずほ証券株式会社が各々発行している新株予約権（以下「本件新株予約権」）については、本件株式交換の効力発生日の前日までに、本件新株予約権のすべてを無償で取得し、消却いたします。

なお、みずほ信託銀行株式会社及びみずほ証券株式会社は新株予約権付社債を発行しておりません。また、みずほインベスターズ証券株式会社は、新株予約権及び新株予約権付社債のいずれも発行しておりません。

#### (3) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

##### 算定の基礎

本件株式交換における株式交換比率の算定については、その公正性・妥当性を担保するため、当社、株式会社みずほコーポレート銀行及び株式会社みずほ銀行はメリルリンチ日本証券株式会社を、株式会社みずほ信託銀行、みずほ証券株式会社及びみずほインベスターズ証券株式会社はJPモルガン証券株式会社をそれぞれ第三者算定機関として選定いたしました。

メリルリンチ日本証券株式会社は、みずほ信託銀行株式交換については、当社及びみずほ信託銀行株式会社の市場株価の動向を勘案した市場株価分析、並びに、両社の事業内容、業績内容や予想等を勘案した配当割引モデル分析（以下「DDM分析」）を、みずほ証券株式交換については、当社及びみずほ証券株式会社の市場株価の動向を勘案した市場株価分析、並びに、両社の事業内容、業績内容や予想等を勘案した類似企業比較分析及びDDM分析を、また、みずほインベスターズ証券株式交換については、当社及びみずほインベスターズ証券株式会社の市場株価の動向を勘案した市場株価分析、並びに、両社の事業内容、業績内容や予想等を勘案した類似企業比較分析及びDDM分析をそれぞれ実施し、各社の1株当たり株式価値の算定及びかかる算定結果に基づく当社及びみずほ信託銀行株式会社、当社及びみずほ証券株式会社、当社及びみずほインベスターズ証券株式会社の株式交換比率の評価を各々実施しました。

当社の取締役会は、メリルリンチ日本証券株式会社より、平成23年4月28日付にて、当社及びみずほ信託銀行株式会社、当社及びみずほ証券株式会社、当社及びみずほインベスターズ証券株式会社のそれぞれの株式交換比率算定書の提出を、株式会社みずほコーポレート銀行の取締役会は、当社及びみずほ証券株式会社の株式交換比率算定書の提出を、



株式会社みずほ銀行の取締役会は、当社及びみずほインベスターズ証券株式会社の株式交換比率算定書の提出を受けました（なお、当社の取締役会は、メリルリンチ日本証券株式会社より、平成23年4月28日付にて、一定の前提条件のもとに、みずほ信託銀行株式交換に係る株式交換比率が当社にとり財務的見地から公正である旨の意見書を、当社及び株式会社みずほコーポレート銀行の取締役会は、同日付にて、一定の前提条件のもとに、みずほ証券株式交換に係る株式交換比率が当社にとり財務的見地から公正である旨の意見書を、また、当社及び株式会社みずほ銀行の取締役会は、同日付にて、一定の前提条件のもとに、みずほインベスターズ証券株式交換に係る株式交換比率が当社にとり財務的見地から公正である旨の意見書を、それぞれ取得しております。また、当社、株式会社みずほコーポレート銀行及び株式会社みずほ銀行の取締役会は、メリルリンチ日本証券株式会社から、分析及び意見の前提条件・免責事項に関して補足説明を受けております。その詳細は、末尾の（注1）の記載をご参照ください。）。

市場株価分析については、(1)平成23年4月22日（以下「基準日」）を基準として、基準日の株価終値、基準日から1ヶ月前、3ヶ月前及び6ヶ月前までのそれぞれの期間の株価終値の平均値、並びに(2)当社傘下の上場子会社（みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社及びみずほインベスターズ証券株式会社）の完全子会社化に関する憶測報道がなされた平成23年2月26日の前営業日である平成23年2月25日（以下「基準日」）を基準として、基準日の株価終値、基準日から1ヶ月前、3ヶ月前及び6ヶ月前までのそれぞれの期間の株価終値の平均値が算定の基礎とされました。メリルリンチ日本証券株式会社が当社及びみずほ信託銀行株式会社、当社及びみずほ証券株式会社、当社及びみずほインベスターズ証券株式会社のそれぞれの1株当たり株式価値の算定にあたって使用した主要な評価方法並びにかかる1株当たり株式価値の算定結果に基づく各株式交換比率の評価レンジは以下のとおりです（以下の各株式交換比率の評価レンジは、みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社、みずほインベスターズ証券株式会社の普通株式1株に割り当てる当社の普通株式の数の評価レンジを記載したものです。なお、当社、株式会社みずほコーポレート銀行及び株式会社みずほ銀行は、メリルリンチ日本証券株式会社による各DDM分析の前提として同社に提出した当社、みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社及びみずほインベスターズ証券株式会社の各利益計画において、大幅な増減益を見込んでおりません（但し、みずほインベスターズ証券株式会社の特定の事業年度に係る税効果によるものは除きます。）。）。

採用手法	株式交換比率の評価レンジ		
	みずほ信託銀行株式交換	みずほ証券株式交換	みずほインベスターズ証券株式交換
市場株価分析 （基準日）	0.52～0.54	1.48～1.58	0.54～0.59
市場株価分析 （基準日）	0.50～0.55	1.36～1.47	0.52～0.59
類似企業比較分析	-	1.30～2.87	0.25～0.57
DDM分析	0.20～0.68	0.67～2.29	0.20～0.79

なお、メリルリンチ日本証券株式会社は、当該各意見書の提出及びその基礎となる各1株当たり株式価値分析の実施に際し、当社、株式会社みずほコーポレート銀行、株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社及びみずほインベスターズ証券株式会社から提供を受けた情報並びに公開情報につき、独自の検証を行うことなく、全て正確かつ完全であることを前提とし、それらの正確性及び完全性に依拠しております。また、メリルリンチ日本証券株式会社は、みずほ信託銀行株式交換について当社の、みずほ証券株式交換について当社及び株式会社みずほコーポレート銀行の、また、みずほインベスターズ証券株式交換について当社及び株式会社みずほ銀行の、それぞれの指示に基づき、それぞれ、当社及びみずほ信託銀行株式会社、当社及びみずほ証券株式会社、当社及びみずほインベスターズ証券株式会社の事業、業務、財務状況及び見通しに関する情報について、それらが合理的な根拠に基づいて作成されており、かつ、当社及びみずほ信託銀行株式会社、当社、株式会社みずほコーポレート銀行及びみずほ証券株式会社、また、当社、株式会社みずほ銀行及びみずほインベスターズ証券株式会社のそれぞれの経営陣の現時点で入手可能な最善の予測と誠実な判断を反映したものであることを前提としております。

メリルリンチ日本証券株式会社の当該各意見書及び各分析は当該各意見書又は各分析の日付現在の金融条件、経済条件、為替条件、市場条件その他の条件を前提としており、同日現在においてメリルリンチ日本証券株式会社が入手可能な情報に基づくものです。クレジット市場、金融市場及び株式市場においては異常に不安定な状況が継続しておりますが、メリルリンチ日本証券株式会社は、かかる不安定な状況が当社、株式会社みずほコーポレート銀行、株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社及びみずほインベスターズ証券株式会社並びに本件株式交換に与える潜在的影響について意見又は見解を述べるものではありません。メリルリンチ日本証券株式会社は、当該各意見書又は各分析の日付以降に発生するいかなる事情、変化又は事由に基づき、その意見又は分析を更新し、改訂し又は再確認する責任を負うものではありません。

メリルリンチ日本証券株式会社は、みずほ信託銀行株式交換に関し、当社の財務アドバイザーであり、そのサービスに対し、当社からその全額についてみずほ信託銀行株式交換の完了を条件とする手数料を受領いたします。また、メリルリンチ日本証券株式会社は、みずほ証券株式交換に関し、当社及び株式会社みずほコーポレート銀行の財務アドバイザーであり、そのサービスに対し、当社及び株式会社みずほコーポレート銀行からその全額についてみずほ証券株式交換の完了を条件とする手数料を受領いたします。また、メリルリンチ日本証券株式会社は、みずほインベスターズ証券株式交換に関し、当社及び株式会社みずほ銀行の財務アドバイザーであり、そのサービスに対し、当社及び株式会社み

ずほ銀行からその全額についてみずほインベスターズ証券株式交換の完了を条件とする手数料を受領いたします。

#### 算定の経緯

##### A みずほ信託銀行株式交換

当社及びみずほ信託銀行株式会社は、上記各第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、かつ、当社及びみずほ信託銀行株式会社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案の上、交渉・協議を重ねた結果、それぞれ、当社は、上記2(2)に記載の株式交換比率が当社の株主の皆さまの利益に、みずほ信託銀行株式会社は、上記2(2)に記載の株式交換比率がみずほ信託銀行株式会社の株主の皆さまの利益にそれぞれ資するものであるとの判断に至り、当社及びみずほ信託銀行株式会社は平成23年4月28日に開催されたそれぞれの取締役会において、みずほ信託銀行株式交換における株式交換比率を決議いたしました。

なお、算定の基礎となる諸条件に重要な変更が生じた場合には、当社及びみずほ信託銀行株式会社が協議し合意の上、みずほ信託銀行株式交換における株式交換比率を変更することがあります。

##### B みずほ証券株式交換

当社、株式会社みずほコーポレート銀行及びみずほ証券株式会社は、上記各第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、かつ、当社及びみずほ証券株式会社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案の上、交渉・協議を重ねた結果、当社及び株式会社みずほコーポレート銀行は、上記2(2)に記載の株式交換比率が当社の株主の皆さまの利益に、みずほ証券株式会社は、上記2(2)に記載の株式交換比率がみずほ証券株式会社の株主の皆さまの利益にそれぞれ資するものであるとの判断に至り、当社、株式会社みずほコーポレート銀行及びみずほ証券株式会社は平成23年4月28日に開催されたそれぞれの取締役会において、みずほ証券株式交換における株式交換比率を決議いたしました。

なお、算定の基礎となる諸条件に重要な変更が生じた場合には、当社、株式会社みずほコーポレート銀行及びみずほ証券株式会社が協議し合意の上、みずほ証券株式交換における株式交換比率を変更することがあります。

##### C みずほインベスターズ証券株式交換

当社、株式会社みずほ銀行及びみずほインベスターズ証券株式会社は、上記各第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、かつ、当社及びみずほインベスターズ証券株式会社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案の上、交渉・協議を重ねた結果、当社及び株式会社みずほ銀行は、上記2(2)に記載の株式交換比率が当社の株主の皆さまの利益に、みずほインベスターズ証券株式会社は、上記2(2)に記載の株式交換比率がみずほインベスターズ証券株式会社の株主の皆さまの利益にそれぞれ資するものであるとの判断に至り、当社、株式会社みずほ銀行及びみずほインベスターズ証券株式会社は、平成23年4月28日に開催されたそれぞれの取締役会において、みずほインベスターズ証券株式交換における株式交換比率を決議いたしました。

なお、算定の基礎となる諸条件に重要な変更が生じた場合には、当社、株式会社みずほ銀行及びみずほインベスターズ証券株式会社が協議し合意の上、みずほインベスターズ証券株式交換における株式交換比率を変更することがあります。

#### 第三者算定機関との関係

第三者算定機関であるメリルリンチ日本証券株式会社及びJP モルガン証券株式会社は、いずれも、当社、株式会社みずほコーポレート銀行、株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社及びみずほインベスターズ証券株式会社の関連当事者には該当せず、本件株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

## (3)本件株式交換後の株式交換完全親会社の状況

	みずほ信託銀行株式交換	みずほ証券株式交換	みずほインベスターズ証券株式交換
名称	株式会社みずほフィナンシャルグループ	株式会社みずほコーポレート銀行	株式会社みずほ銀行
所在地	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号
代表者の役職・氏名	取締役社長 佐藤 康博	取締役頭取 佐藤 康博	取締役頭取 塚本 隆史
事業の内容	銀行持株会社	銀行業	銀行業
資本金 (平成23年6月30日現在)	2,181,646百万円	1,404,065百万円	700,000百万円

(注1)

メリルリンチ日本証券の各分析及び各意見書の作成は、みずほ信託銀行株式交換に関しては当社の、みずほ証券株式交換に関しては当社及び株式会社みずほコーポレート銀行の、みずほインベスターズ証券株式交換に関しては当社及び株式会社みずほ銀行の各取締役会が、それぞれ、みずほ信託銀行株式交換、みずほ証券株式交換又はみずほインベスターズ証券株式交換に係る株式交換比率の検討に関して使用することを唯一の目的に行われており、上記の目的以外には、いかなる目的のためにも依拠又は使用することはできません。

メリルリンチ日本証券株式会社は各分析及び考慮した要因の重要性及び関連性についての定性的な判断を行っているため、その分析は全体として考慮される必要があり、一部の分析結果の表明の形で抽出することは、そのような分析及び意見の基礎をなす過程についての誤解を招くおそれがあります。分析を行うにあたり、メリルリンチ日本証券株式会社は、みずほ信託銀行株式交換に関しては、当社及びみずほ信託銀行株式会社並びにこれらの関係会社、業界の業績及び規制環境、事業活動、経済、市場及び財務の情勢等について、みずほ証券株式交換に関しては、当社、株式会社みずほコーポレート銀行及びみずほ証券株式会社並びにこれらの関係会社、業界の業績及び規制環境、事業活動、経済、市場及び財務の情勢等について、みずほインベスターズ証券株式交換に関しては、当社、株式会社みずほ銀行及びみずほインベスターズ証券株式会社並びにこれらの関係会社、業界の業績及び規制環境、事業活動、経済、市場及び財務の情勢等について多数の前提を置いており、その多くは、それぞれ、当社及びみずほ信託銀行株式会社にとって、当社、株式会社みずほコーポレート銀行及びみずほ証券株式会社にとって、また、当社、株式会社みずほ銀行及びみずほインベスターズ証券株式会社にとって制御不能であり、かつ、複雑な方法論の適用及び経験則上の判断を伴っています。比較分析に用いられる会社にも、当社、株式会社みずほコーポレート銀行、株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社又はみずほインベスターズ証券株式会社と同一のものはありません。このように、これらの分析及びその評価には本質的に重大な不確実性が伴うものです。なお、メリルリンチ日本証券株式会社は、みずほ信託銀行株式交換に係る意見書の提出及び分析の実施に際し、当社の発行している第十一回第十一種優先株式並びにみずほ信託銀行株式会社の発行している第一回第一種優先株式及び第二回第三種優先株式につき、それぞれ、一定の前提に基づき普通株式に転換されることによる希薄化を、みずほ証券株式交換及びみずほインベスターズ証券株式交換に係る意見書の提出及び分析の実施に際し、当社の発行している第十一回第十一種優先株式につき、一定の前提に基づき普通株式に転換されることによる希薄化を考慮しております。

メリルリンチ日本証券株式会社は、当社、株式会社みずほコーポレート銀行、株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社若しくはみずほインベスターズ証券株式会社又はそれらの関係会社の個別の資産又は負債（偶発債務、貸倒引当金を含みます。）について鑑定、評価を行っておらず、それらの財産又は設備の実地の見分を行う義務を負っておりません。

また、破産、支払不能又はこれらに類似する事項に関するいかなる法律のもとでも、当社、株式会社みずほコーポレート銀行、株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社又はみずほインベスターズ証券株式会社の支払能力又は公正価値について評価を行っておりません。

さらに、みずほ信託銀行株式交換にかかる意見書においては、みずほ信託銀行株式交換に付随・関連する他の取引（上記「(1)株式交換の目的」に記載の各取引を含みます。）に関して何ら意見を述べておらず、また、上記の分析の実施に際し、当社の了解に基づき、かかる取引による影響を勘案しておりません。みずほ証券株式交換にかかる意見書においては、みずほ証券株式交換に付随・関連する他の取引（上記「(1)株式交換の目的」に記載の各取引を含みます。）に関して何ら意見を述べておらず、また、上記の分析の実施に際し、当社及び株式会社みずほコーポレート銀行の了解に基づき、かかる取引による影響を勘案しておりません。みずほインベスターズ証券株式交換にかかる意見書においては、みずほインベスターズ証券株式交換に付随・関連する他の取引（上記「(1)株式交換の目的」に記載の各取引を含みます。）に関して何ら意見を述べておらず、また、上記の分析の実施に際し、当社及び株式会社みずほ銀行の了解に基づき、かかる取引による影響を勘案しておりません。また、メリルリンチ日本証券株式会社は、みずほ信託銀行株式交換につき当社の、みずほ証券株式交換につき当社及び株式会社みずほコーポレート銀行の、みずほインベスターズ証券株式交換につき当社及び株式会社みずほ銀行のそれぞれ了解する一定の会計・税務上の処理が行われること、各株式交換につき、それぞれが重要な合意事項の変更なくその条件に従い実行されること、及び、当局から排除措置又は変更措置等の制限が課されることにより、各株式交換に悪影響を与えないことを前

提としております。

当社、株式会社みずほコーポレート銀行及び株式会社みずほ銀行は、メリルリンチ日本証券株式会社の関与から発生する一定の責任に関して、同社に補償することを合意しています。メリルリンチ日本証券株式会社の究極の親会社であるバンク・オブ・アメリカ・コーポレーション及びその関係会社は、フルサービスの証券会社・商業銀行であり、本件株式交換に係る財務アドバイザー・サービスとは別に、当社、株式会社みずほコーポレート銀行、株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社及びみずほインベスターズ証券株式会社に対して投資銀行サービス、商業銀行サービス等の金融サービスを提供し、これに関して手数料を受領することがあります。メリルリンチ日本証券株式会社及びその関係会社は、通常の業務において、自己又は顧客の勘定で、当社、株式会社みずほコーポレート銀行、株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社及びみずほインベスターズ証券株式会社の株式等の金融商品につき投資、ロング又はショート・ポジションの保有等を行う可能性があります。メリルリンチ日本証券株式会社は、当社によるみずほ信託銀行株式交換の、当社及び株式会社みずほコーポレート銀行によるみずほ証券株式交換の、又は、当社及び株式会社みずほ銀行によるみずほインベスターズ証券株式交換のそれぞれの実行決定の是非について意見を述べるものではなく、それぞれ、当社以外の者にとっての公正性又はその他の考慮事項について意見を述べておりません。また、本件株式交換の発表後又は完了後の当社、みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社又はみずほインベスターズ証券株式会社のそれぞれの株式価格又はその売買の是非について意見を表明するものではなく、各株式交換又は関連事項について、株主がどのように議決権を行使し又は行動すべきかについて何ら意見を述べ又は推奨するものではありません。

## 2. みずほ証券株式会社とみずほインベスターズ証券株式会社の合併に関する基本合意について

当社、当社連結子会社である株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行、みずほ証券株式会社及びみずほインベスターズ証券株式会社は、平成23年7月29日開催の各社取締役会において、株式会社みずほ銀行を株式交換完全親会社、みずほインベスターズ証券株式会社を株式交換完全子会社とし、当社の普通株式を株式交換の対価とする株式交換（株式交換効力発生日：平成23年9月1日予定）、及び株式会社みずほコーポレート銀行を株式交換完全親会社、みずほ証券株式会社を株式交換完全子会社とし、当社の普通株式を株式交換の対価とする株式交換（株式交換効力発生日：平成23年9月1日予定）のそれぞれの効力発生、並びに必要となる各社株主総会等の承認及び国内外の関係当局への届出、許認可の取得等を前提として、みずほ証券株式会社とみずほインベスターズ証券株式会社が合併を行うことについての基本方針を決定し、その具体的な検討・協議に向けて、みずほ証券株式会社とみずほインベスターズ証券株式会社との間で基本合意書を締結いたしました。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

平成24年3月期第1四半期における当社グループの財政状態及び経営成績は以下のとおりと分析しております。

なお、本項における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであり、今後様々な要因によって大きく異なる結果となる可能性があります。

#### 1. 業績の状況

##### (金融経済環境)

当第1四半期連結会計期間の経済情勢を顧みますと、世界経済は全体として回復を続けておりますが、そのペースは緩やかになってきており、商品市況の高騰やインフレに対する懸念を受けた金融引き締めの動きに加え、欧州の一部地域における財政問題等によって景気が下振れするリスクが残っております。

米国経済は、住宅市場が低迷し、個人消費の伸びも踊り場を迎えたことにより景気が減速しております。先行きにつきましても失業率の高止まりや住宅価格のさらなる下落等によって下振れするリスクがあるほか、連邦財政の動向や、量的金融緩和と政策(QE2)が6月末に終了したことともなう影響も見極め難い状況にあります。欧州を見ますと、ユーロ圏全体ではプラスの成長率を維持しておりますが、国毎のばらつきが大きく、加えて一部地域における財政問題が金融市場や実体経済へ波及する懸念が高まっております。また、アジアでは、中国における内需拡大が周辺諸国の輸出・生産増をもたらしていることから、やや減速しながらも引き続き高い成長率を維持しておりますが、一方でインフレに対する懸念も高まりつつあります。

日本経済につきましても、東日本大震災の影響により生産や輸出、個人消費等が大きく落ち込んだものの、足元では持ち直しの動きがみられております。先行きにつきましても、生産活動が徐々に正常化する中で資本ストックの復元需要といった押し上げ要因がある一方で、電力供給の制約、海外経済の下振れ、円高やデフレの長期化といった懸念もあり、景気が下押しされるリスクが残っております。

##### (財政状態及び経営成績の分析)

#### (1) 総論

##### [収益状況]

##### 連結業務純益

- ・当第1四半期連結累計期間の連結粗利益は、前年同期比816億円減少し、4,587億円となりました。
- ・みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行3行合算ベース(以下、「銀行単体合算ベース」という。)の業務粗利益は、前年同期比744億円減少し、3,588億円となりました。これは、市場部門等における680億円の減少を主因とするものです。なお、顧客部門収益は海外で増加したものの、国内を含めた全体では64億円減少いたしました。また銀行単体合算ベースの経費は、引続き全般的な削減に努めたこと等により、前年同期比25億円減少し、2,165億円となりました。
- ・証券子会社2社(みずほ証券及びみずほインベスターズ証券)の連結粗利益(純営業収益)は、前年同期比124億円減少いたしました。
- ・以上の結果、連結業務純益は前年同期比886億円減少し、1,289億円となりました。

##### 連結四半期純利益

- ・銀行単体合算ベースの与信関係費用は、取引先企業に対する再生支援等の取組みを通じた債務者区分の改善等の結果、前年同期比91億円改善し166億円の戻入となりました。連結与信関係費用も、前年同期比143億円改善し106億円の戻入となりました。
- ・銀行単体合算ベースの株式関係損益は43億円の損失を計上いたしました。これは、株価下落に伴い一部銘柄の償却を実施したこと等によるものです。
- ・以上に加え、住専処理への対応として208億円を費用計上したこと等により、連結四半期純利益は963億円となりました。これは年度計画4,600億円に対しグループ3社の完全子会社化による影響を除いたベースで約25%の進捗となっております。

##### 金利収支の状況

- ・当第1四半期連結累計期間の貸出金平均残高( )は、前年度下期比0.5兆円増加いたしました。これは、国内大企業向けを中心とした国内貸出及び海外向け貸出の増加によるものです(平成22年度下期貸出金平均残高61.1兆円、平成23年度第1四半期貸出金平均残高61.7兆円)。

( )銀行単体合算ベース、(株)みずほフィナンシャルグループ向け貸出金を除く。海外店分については為替影響を含む。

- ・同期末の貸出金残高は前年度末比2.1兆円減少していますが、政府等向け貸出金の1.8兆円の減少が主たる要因です。
  - ・同期の預貸金利回差( )は1.32%と、前年度下期比0.04%縮小いたしました。  
( )みずほ銀行・みずほコーポレート銀行の国内業務部門合算、(株)みずほフィナンシャルグループ向け・預金保険機構及び政府等向け貸出金を除く。
- 非金利収支の状況
- ・当第1四半期連結累計期間の顧客部門の非金利収支(銀行単体合算ベース・管理会計ベース)は、830億円と前年同期比微増いたしました。
  - ・項目別では、海外非金利収支が前年同期比増加し、投信・年金保険関連手数料、ソリューション関連手数料、外為収益は前年同期並みとなっています。

#### [規律ある資本政策の推進]

- ・当社グループは、「規律ある資本政策」として、「安定的な自己資本の充実」と「着実な株主還元」を推進しておりますが、自己資本をめぐるグローバルな議論や経済・市場動向の不確実性等を考慮し、「安定的な自己資本の充実」に力点を置いた運営を行っております。
- ・自己資本をめぐるグローバルな規制見直しが進められる中、当社グループは、中期的課題として、Tier 比率(現行基準)12%以上、新たな資本規制の導入が予定されている平成24年度末における普通株等Tier 比率( ) (バーゼル 基準)8%台半ば程度を目指しております。  
( )普通株等Tier 比率：第十一回第十一種優先株式(平成28年7月強制転換)を含む。  
なお、現時点では新たな資本規制における自己資本比率の計算方法等の詳細は未確定です。  
本比率は、現在までに公表された資料をもとに当社が試算するものです。
- ・当社グループは、平成22年5月に「変革」プログラムを発表し、収益力強化、財務力強化を図っております。本プログラムの着実な推進を通じて、収益の蓄積による内部留保の積上げや資産の効率的な運用等を図ることにより、財務基盤の更なる強化に努めてまいります。これにより、新たな資本規制への対応は十分可能なものと考えております。

#### (参考)

第十一回第十一種優先株式の平成23年6月末の残高(自己株式を除く)は4,152億円となりました。  
(当初発行総額9,437億円のうち56.0%が転換済)

## (2)経営成績の分析

## [損益の状況]

前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間における損益状況は以下のとおりです。

(図表1)

	前第1四半期 連結累計期間 (自平成22年 4月1日 至平成22年 6月30日)	当第1四半期 連結累計期間 (自平成23年 4月1日 至平成23年 6月30日)	比較 金額(億円)
	金額(億円)	金額(億円)	
連結粗利益	5,404	4,587	816
資金利益	2,726	2,647	79
信託報酬	105	100	5
うち信託勘定と信関係費用			
役務取引等利益*1	995	985	10
特定取引利益	793	422	370
その他業務利益	783	432	350
営業経費*1	3,252	3,215	36
不良債権処理額 (含:一般貸倒引当金繰入額)	135	88	46
貸倒引当金戻入等*2		195	195
株式関係損益	93	50	43
持分法による投資損益	13	64	78
その他	7	306	299
経常利益( + + + + + )	2,116	1,157	959
特別損益	65	9	74
うち貸倒引当金戻入等*2	98		98
税金等調整前四半期純利益( + )	2,182	1,147	1,034
税金関係費用	439	45	485
少数株主損益調整前四半期純利益( + )	1,742	1,193	548
少数株主損益	243	230	13
四半期純利益( + )	1,498	963	534
四半期包括利益	1,123	322	800
与信関係費用(前期: + + ) (当期: + + )	37	106	143
(注) 費用項目は 表記しております。			
(参考) 連結業務純益	2,175	1,289	886

\*1前期まで、「営業経費」として計上しておりました証券代行業務及び年金管理業務に係る費用の一部につき、当期から「役務取引等費用」として「役務取引等利益」に含めて計上しており、前期の計数の組替えを行っております。  
\*2従来「特別損益」に含めておりました「貸倒引当金戻入等」について、当期から「貸倒引当金戻入等」として表示しております。

\* 連結業務純益 = 連結粗利益 - 経費(除く臨時処理分) + 持分法による投資損益等連結調整

## 連結粗利益

当第1四半期連結累計期間の連結粗利益は、前年同期比816億円減少し、4,587億円となりました。項目ごとの収支は以下のとおりです。

### (資金利益)

資金利益は、貸出金利息の減少等により、前年同期比79億円減少し、2,647億円となりました。

### (信託報酬)

信託報酬は、100億円となりました。

### (役務取引等利益)

役務取引等利益は、前年同期比10億円減少し、985億円となりました。

### (特定取引利益・その他業務利益)

特定取引利益は、前年同期比370億円減少し422億円となりました。また、その他業務利益は、主として国債等債券売却損益の減少等により、前年同期比350億円減少し432億円となりました。

## 営業経費

営業経費は、前年同期比36億円減少し、3,215億円となりました。

## 不良債権処理額及び貸倒引当金戻入益等(与信関係費用)

不良債権処理額(含:一般貸倒引当金純繰入額)に、貸倒引当金戻入益等を加算した与信関係費用は、前年同期比143億円改善し、106億円の戻入となりました。

## 株式関係損益

株式関係損益は、株式等償却の増加等により前年同期比43億円減少し、50億円の利益となりました。

## 持分法による投資損益

持分法による投資損益は64億円の損失となりました。

## その他

その他は、住専処理への対応に係る費用208億円を計上したこと等により、前年同期比299億円減少し、306億円の損失となりました。

## 経常利益

以上の結果、経常利益は前年同期比959億円減少し、1,157億円の利益となりました。

## 特別損益

特別損益は、前年同期比74億円減少し、9億円の損失となりました。

## 税金等調整前四半期純利益

以上の結果、税金等調整前四半期純利益は、1,147億円となり、前年同期比1,034億円の減益となりました。

## 税金関係費用

税金関係費用は、45億円(利益)となりました。

## 少数株主損益調整前四半期純利益

少数株主損益調整前四半期純利益は、前年同期比548億円減少し、1,193億円となりました。

## 少数株主損益

少数株主損益(利益)は、前年同期比13億円減少し、230億円となりました。

## 四半期純利益(四半期包括利益)

以上の結果、四半期純利益は、前年同期比534億円減少し、963億円となりました。また、四半期包括利益は、前年同期比800億円減少し、322億円となりました。



- 参考 -

( 図表 2 ) 損益状況 ( 銀行単体合算ベース )

	前第1四半期 累計期間 ( 自 平成22年 4月1日 至 平成22年 6月30日 )	当第1四半期 累計期間 ( 自 平成23年 4月1日 至 平成23年 6月30日 )	比較  金額( 億円 )
	金額( 億円 )	金額( 億円 )	
業務粗利益	4,333	3,588	744
資金利益	2,550	2,410	140
信託報酬	104	98	5
うち信託勘定与信関係費用			
役務取引等利益 * 1	610	596	14
特定取引利益	386	130	256
その他業務利益	680	352	328
経費( 除: 臨時処理分 ) * 1	2,191	2,165	25
実質業務純益( 除: 信託勘定与信関係費用 )	2,142	1,423	718
臨時損益等( 含: 一般貸倒引当金純繰入額 )	226	362	135
うち一般貸倒引当金純繰入額 + 不良債権処理額	105	76	29
うち貸倒引当金戻入益等 * 2		242	242
うち株式関係損益	89	43	133
経常利益	1,915	1,061	854
特別損益	95	9	104
うち貸倒引当金戻入益等 * 2	180		180
四半期純利益	1,621	1,087	533

\* 1前期まで、「経費( 除: 臨時処理分 )」として計上しておりました証券代行業務及び年金管理業務に係る費用の一部につき、当期から「役務取引等費用」として「役務取引等利益」に含めて計上しており、前期の計数の組替えを行っております。

\* 2従来「特別損益」に含めておりました「貸倒引当金戻入益等」について、当期から「臨時損益等( 含: 一般貸倒引当金純繰入額 )」に含めて表示しております。

与信関係費用	75	166	91
--------	----	-----	----

与信関係費用 = 一般貸倒引当金純繰入額 + 不良債権処理額 + 貸倒引当金戻入益等 + 信託勘定与信関係費用

[セグメント情報]

前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間におけるセグメント情報の概要は、以下のとおりです。

なお、詳細につきましては、第4 経理の状況、1. 四半期連結財務諸表の(セグメント情報等)に記載しております。

(図表3) 報告セグメントごとの業務粗利益及び業務純益の金額に関する情報

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)		比較	
	金額(億円)		金額(億円)		金額(億円)	
	業務粗利益	業務純益	業務粗利益	業務純益	業務粗利益	業務純益
グローバルコーポ レートグループ	2,672	1,331	2,110	839	562	491
うちみずほコーポ レート銀行	1,964	1,386	1,492	894	471	491
うちみずほ証券	430	27	310	76	120	104
グローバルリテールグ ループ	2,319	751	2,062	518	256	232
うちみずほ銀行	2,072	663	1,836	466	235	196
うちみずほインベ スターズ証券	126	26	115	10	11	15
グローバルアセット &ウェルスマネジメン トグループ	406	94	374	71	32	23
うちみずほ信託銀 行	296	92	259	61	37	30
その他	5	1	40	141	34	139
合計	5,404	2,175	4,587	1,289	816	886

\* 業務粗利益は、信託勘定償却前の計数であり、業務純益は、信託勘定償却前及び一般貸倒引当金繰入前の計数であります。

## (3) 財政状態の分析

前連結会計年度末及び当第1四半期連結会計期間末における財政状態のうち、主なものは以下のとおりです。

(図表4)

	前連結会計年度末	当第1四半期	比較
	(平成23年3月31日)	連結会計期間末	
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
資産の部	1,608,120	1,565,073	43,046
うち有価証券	447,820	455,635	7,814
うち貸出金	627,777	608,208	19,569
負債の部	1,541,880	1,500,725	41,155
うち預金	792,339	776,780	15,558
うち譲渡性預金	96,502	101,055	4,553
純資産の部	66,239	64,348	1,891
うち株主資本合計	42,482	42,073	408
うちその他の包括利益累計額合計	809	63	872
うち少数株主持分	22,921	22,320	600

## [資産の部]

## 有価証券

(図表5)

	前連結会計年度末	当第1四半期	比較
	(平成23年3月31日)	連結会計期間末	
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
有価証券	447,820	455,635	7,814
国債	304,901	310,185	5,283
地方債	2,301	2,516	215
社債・短期社債	39,546	38,806	740
株式	31,162	29,059	2,103
その他の証券	69,907	75,067	5,160

有価証券は45兆5,635億円と、前年度末比7,814億円増加しました。うち国債(日本国債)が、5,283億円増加しました。

## 貸出金

(図表6)

	前連結会計年度末	当第1四半期	比較
	(平成23年3月31日)	連結会計期間末	
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
貸出金	627,777	608,208	19,569

貸出金は、政府等向け貸出金の減少等により、前年度末比1兆9,569億円減少し、60兆8,208億円となりました。

[負債の部]

預金

(図表7)

	前連結会計年度末	当第1四半期	比較
	(平成23年3月31日)	連結会計期間末 (平成23年6月30日)	
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
預金	792,339	776,780	15,558
譲渡性預金	96,502	101,055	4,553

預金は77兆6,780億円と、前年度末比1兆5,558億円減少しました。

また、譲渡性預金は10兆1,055億円と、前年度末比4,553億円増加しました。

[純資産の部]

(図表8)

	前連結会計年度末	当第1四半期	比較
	(平成23年3月31日)	連結会計期間末 (平成23年6月30日)	
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
純資産の部合計	66,239	64,348	1,891
株主資本合計	42,482	42,073	408
資本金	21,813	21,816	2
資本剰余金	9,376	9,379	2
利益剰余金	11,323	10,906	416
自己株式	31	29	2
その他の包括利益累計額合計	809	63	872
その他有価証券評価差額金	216	1,129	913
繰延ヘッジ損益	687	731	43
土地再評価差額金	1,377	1,354	22
為替換算調整勘定	1,039	1,019	19
新株予約権	27	18	9
少数株主持分	22,921	22,320	600

当第1四半期連結会計期間末の純資産の部合計は、前年度末比1,891億円減少し、6兆4,348億円となりました。主な変動は以下のとおりです。

株主資本合計は、配当金の支払等により、前連結会計年度末比408億円減少し、4兆2,073億円となりました。

その他の包括利益累計額合計は、その他有価証券評価差額金の減少等により、前年度末比872億円減少し、63億円となりました。

少数株主持分は、前年度末比600億円減少し、2兆2,320億円となりました。

## (4)不良債権に関する分析（銀行単体合算ベース）

（図表9）金融再生法開示債権（銀行勘定＋信託勘定）

	前事業年度末	当第1四半期	比較
	（平成23年3月31日）	会計期間末 （平成23年6月30日）	
	金額（億円）	金額（億円）	金額（億円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,314	2,236	77
危険債権	5,532	5,183	349
要管理債権	4,233	4,359	125
小計（要管理債権以下） (A)	12,080	11,779	300
正常債権	686,285	665,446	20,839
合計 (B)	698,365	677,225	21,140
(A) / (B) (%)	1.72	1.73	0.00

当第1四半期会計期間末の不良債権残高（要管理債権以下(A）は、前年度末比300億円減少し、1兆1,779億円となりました。不良債権比率（A）/（B）は1.73%となっております。

## 2. 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社ならびにみずほ銀行では、平成23年3月のみずほ銀行のシステム障害につきまして、監督当局である金融庁より業務改善命令を受けました。東日本大震災発生後、日本全体が困難な状況にある中、お客さまをはじめ、広く社会の皆さまに大変ご迷惑をおかけいたしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。当社グループといたしましては、再びこうした事態を起こすことのないよう、平成23年6月29日に公表いたしました「業務改善計画の提出について」に記載の通り、業務改善計画を着実に実行するとともに、皆さまにご信頼いただけるよう、「お客さま第一主義」の原点に立ち返り、全役職員が一丸となって取り組んでまいります。

当社グループでは、中期基本方針として「変革」プログラムを平成22年5月に発表して以降、「お客さま第一主義」を実践しつつ、新たな経営環境に迅速かつ確に対応すべく、収益力、財務力及び現場力の抜本的見直しを行い、その強化策を実行してまいりました。

しかしながら、この度のシステム障害を踏まえ、「変革」プログラムで目指す姿として掲げている「最も信頼される金融機関」となるためには、一段の自主的・自律的改革が必要であることを強く認識し、平成23年5月23日に公表いたしました『「信頼回復」に向けた取り組みについて』の通り、「変革」プログラムの加速策に取り組むことといたしました。「経営体制」「人事」「業務」の大胆な集約と一元化を図ることで、グループの一体運営を一段と強化し、合併等の統合を視野に入れた「ワンバンク」に実質的に移行してまいります。こうした取組を通じて、「お客さま第一主義」を徹底してまいります。

資本政策においては、自己資本をめぐるグローバルな規制見直しが進められる中、金融機関の自己資本充実の重要性は一層高まってきております。当社グループは、今後とも、「変革」プログラムの着実な推進を通じて、収益力の強化による内部留保の積上げや、資産の効率的な運用等により、財務基盤の更なる強化に努めてまいります。

グループ各社は、それぞれの強みを活かすと同時に相互の連携も強化しながらお客さまに最高の金融サービスを提供し、収益力の増強に取り組んでまいります。

当社グループは、グループ体的運営や人材・ネットワークといった経営資源の全体最適を実現し、「変革」プログラムへの取組を加速することを目的として、平成23年4月に、みずほ信託銀行を当社の、みずほ証券のみずほコーポレート銀行の、みずほインベスターズ証券のみずほ銀行の完全子会社とする株式交換契約をそれぞれ締結いたしました。この完全子会社化により、意思決定の迅速性や戦略の機動性を一層高め、外部環境の変化等により柔軟に対応できるグループ経営体制の構築、総合金融サービス力の一層の発揮と、銀行・信託・証券フルライン機能をシームレスに提供するグループ連携体制の強化、業務集約の推進やコスト構造改革等の徹底によるグループ経営効率の更なる向上、を目指してまいります。

証券分野におきましては、平成23年7月29日に公表いたしました「みずほ証券とみずほインベスターズ証券の合併に関する基本合意について」の通り、両社の合併を行うことについての基本方針を決定し、その具体的な検討・協議に向けて基本合意書を締結いたしました。本件合併により、国内リテール業務の強化や経営インフラの合理化・効率化を推し進め、グループ総合証券会社として一元的に証券機能を提供することを目指してまいります。

金融円滑化につきましては、金融機関の持つ社会的責任、公共的使命の重みを常に認識し、「中小企業金融円滑化法」の延長及び「コンサルティング機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき具体的な役割」に関する平成23年4月公表の監督指針の趣旨も踏まえ、グループ統一的に取り組んでまいります。

また、東日本大震災が国民経済・国民生活に与える影響度・範囲に鑑み、金融機関としての社会的責任・公共的使命を踏まえ、お客さまの早期回復や産業・地域の復興支援にグループの総力を挙げて取り組んでまいります。

### 〔ビジネス戦略〕

#### <グローバルコーポレートグループ>

みずほコーポレート銀行は、引き続き「コーポレートファイナンスのトップランナー」に向け、戦略分野を中心とした収益力の徹底的な強化に加え、予兆管理等の機動的対応と、構造変化への戦略的対応による、競合他社との差別化・競争優位の確立を図ってまいります。具体的には、アジアをはじめとする重点強化分野に経営資源分配を行い、収益力を更に強化していくことに加え、国内のお客さまへのソリューション提供力向上に向けた体制の強化やグループ各社との更なる連携強化についても一層推進してまいります。また、みずほ証券との連携施策及び経営管理の強化を通じ、グローバルな証券戦略の構築・運営体制強化を一層推進してまいります。さらに、ポートフォリオ運営の高度化をはじめとする経営管理態勢の強化を実施してまいります。

併せて、東日本大震災の影響を受けましたお取引先の早期回復と産業・地域の復興に向け、産業金融の担い手としての存在意義に鑑み、総力を挙げて積極的かつ主体的に関与してまいります。また、復興資金需要への対応はもとより、復興を契機とした産業・地域の構造転換や経済活性化にも貢献してまいります。

みずほ証券は、「顧客ビジネス中心の収益モデルの推進」と「環境変化への対応力に富んだ経営体制の実現」を事業戦略の二つの柱として掲げており、銀行・証券連携効果の極大化を通じ、顧客サービス・プロダクツカの向上を図ってまいります。

これらの取組を通じ、銀行・証券の高度なソリューションの提供のみならず、当社グループの金融機能を総動員した、お客さまのニーズに最適な金融サービスの提供に努めてまいります。

#### <グローバルリテールグループ>

みずほ銀行は、商業銀行の原点に立ち返り、「お客さま第一」の精神に則って、「個人」と「中堅・中小企業、並びにその経営者」のお客さまとの中長期的な信頼関係を構築してまいります。

個人マーケットにおきましては、お客さまのニーズやマーケット特性を踏まえた取組を高度化するとともに、グループ会社との連携強化を図ってまいります。

法人マーケットにおきましては、きめ細やかな与信管理を行いつつ、お客さまへの円滑な資金供給、最適なソリューションの提供に積極的に取り組んでまいります。さらに、お客さまとの接点を拡大し、グループ各社との連携を一層強化することでグループ総合力を最大限に活用し、多様化・高度化するお客さまのニーズにお応えしてまいります。

また、東日本大震災の復興支援にあたりましては、お客さまの事業・生活復旧を金融面から最大限支援するとともに、被災地に多くの拠点を有する金融機関として、地域復興に主体的に関与するなど、総力を挙げて取り組んでまいります。

お客さまが安心してお取引いただけるよう、コンプライアンス・お客さま保護の徹底やセキュリティの強化につきましても、引き続き努めてまいります。

#### <グローバルアセット&ウェルスマネジメントグループ>

みずほ信託銀行は、グループ全体のお客さまへ高品質な信託商品・信託サービスを提供し、収益増強と顧客基盤の飛躍的拡充を図ってまいります。また、選択と集中により信託の強みを発揮できる独自領域に経営資源を集中するとともに、信託総合営業の徹底やグループ連携の一層の推進を図ってまいります。また、内部管理の強化に引き続き注力し、グループの一体化を推進するにあたってのコンプライアンスやお客さま保護を強化してまいります。

また、東日本大震災により影響を受けた社会やお客さまの復旧・復興等に、信託銀行として、復興資金需要への対応はもとより、不動産などの信託機能活用等の観点からお役に立てるよう、総力を挙げて取り組んでまいります。

みずほプライベートウェルスマネジメントは、グループ各社が有する商品、機能を横断的に活用して、オーナーコンサルティング機能の一層の強化を進めてまいります。

また、みずほ投信投資顧問とD I A Mアセットマネジメントは、当社グループの資産運用ビジネスの中核を担う会社として、お客さまの幅広いニーズにお応えしてまいります。

当社グループは、磐石な法令遵守態勢及び高度なリスク管理態勢の構築に引き続き努めるとともに、ブランドスローガン『Channel to Discovery』に込めた、「お客さまのより良い未来の創造に貢献するフィナンシャル・パートナー」を目指し、ビジネス戦略を着実に遂行してまいります。また、金融教育の支援や環境への取組等にあたっては、東日本大震災の復興支援の観点も踏まえ、C S R活動を推進することで、社会的責任と公共的使命を果たしつつ、企業価値の更なる向上に邁進してまいります。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	48,000,000,000
第十一種の優先株式	1,369,512,000
第十二種の優先株式	1,500,000,000
第十三種の優先株式	1,500,000,000
計	52,369,512,000

(注) 「株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる」旨定款第6条但書に定めております。



②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年8月15日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	21,791,643,560	21,900,570,430	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) ニューヨーク証券取引所 (注)1.	権利内容に何ら 限定のない 当社における 標準となる株式 単元株式数100株 (注)2. (注)8.
第十一回 第十一種 優先株式 (注)3.	914,752,000	同左	非上場	単元株式数100株 (注)4. (注)5. (注)7. (注)8.
第十三回 第十三種 優先株式	36,690,000	同左	非上場	単元株式数100株 (注)6. (注)7. (注)8.
計	22,743,085,560	22,852,012,430	—	—

(注)1. 米国預託証券(ADR)をニューヨーク証券取引所に上場しております。

2. 普通株式の提出日現在発行数(株)には、平成23年8月1日から四半期報告書を提出する日までの第十一回第十一種優先株式の取得請求と引換えに交付された株式数は含まれておりません。

3. 第十一回第十一種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

4. (1) 第十一回第十一種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質は次のとおりであります。

① 普通株式の株価の下落により、第十一回第十一種優先株式の取得価額が下方に修正された場合に、同優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。ただし、提出日現在の取得価額は、下記③に記載の下限取得価額である284円90銭であるため、以後下記②の定めにより取得価額が修正されることはなく、取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加することはありません。なお、後記5.(3)④に記載のとおり、当社が、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合その他一定の場合には、取得価額について所定の調整が行われることがあります。

② 取得価額の修正の基準及び頻度

i) 修正の基準

取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)

ii) 修正の頻度

1年に1度(平成21年7月1日以降平成27年7月1日までの毎年7月1日)

③ 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

i) 取得価額の下限

284円90銭。

ii) 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

1,349,634,260株(平成23年7月31日現在における第十一回第十一種優先株式の発行済株式総数384,510,800株(自己株式530,241,200株を除く。))に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の6.16%)

④ 当社の決定による第十一回第十一種優先株式の全部の取得を可能とする旨の条項はありません。

- (2) 第十一回第十一種優先株式にかかる取得請求権の行使に関する事項についての第十一回第十一種優先株式の所有者との間の取決めの内容  
上記の事項に関する取決めはありません。
- (3) 当社の株券の売買に関する事項についての第十一回第十一種優先株式の所有者との間の取決めの内容  
上記の事項に関する取決めはありません。
5. 第十一回第十一種優先株式の概要は次のとおりであります。
- (1) 優先配当金
- ① 優先配当金  
毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年20円の優先配当金を支払う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。
- ② 非累積条項  
ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 非参加条項  
優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。
- ④ 優先中間配当金  
中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき10円の優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配  
残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき1,000円を支払う。優先株主に対しては、上記1,000円のほか、残余財産の分配を行わない。
- (3) 優先株式の取得請求
- ① 取得請求期間  
平成20年7月1日から平成28年6月30日までとする。
- ② 取得価額  
取得価額は、284円90銭とする。
- ③ 取得価額の修正  
取得価額は、平成21年7月1日以降平成27年7月1日までの毎年7月1日（以下それぞれ「取得価額修正日」という。）における普通株式の時価が、当該取得価額修正日の前日に有効な取得価額を下回る場合には、当該取得価額修正日をもって当該時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が284円90銭を下回る場合には、284円90銭（以下「下限取得価額」という。）を修正後取得価額とする。上記「時価」とは、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。
- ④ 取得価額の調整  
取得価額（下限取得価額を含む。）は、当社が優先株式発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合その他一定の場合には、次の算式により調整される。
- $$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数}}{\text{1株当たりの時価}} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$
- また、取得価額は、合併その他一定の場合にも調整される。

⑤ 取得と引換えに交付すべき普通株式数

優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

取得と引換えに交付すべき普通株式数  $= \frac{\text{優先株主が取得請求のために提出した優先株式の払込金額の総額}}{\text{取得価額}}$

(4) 優先株式の一斉取得

平成28年6月30日までに取得請求のなかった優先株式は、平成28年7月1日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得し、これと引換えに1株につき、1,000円を普通株式の時価で除して得られる数の普通株式を交付する。上記「時価」とは、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、当該時価が下限取得価額を下回るときは、1,000円を当該下限取得価額で除して得られる数の普通株式となる。上記普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは会社法第234条の規定によりこれを取扱う。

(5) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時まで議決権を有する。

(6) 株式無償割当て、募集株式等の割当てを受ける権利等

優先株式について、株式の併合または分割を行わず、また優先株主に対しては、株式無償割当てを行わない。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

6. 第十三回第十三種優先株式の概要は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年30円の優先配当金を支払う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき15円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき1,000円を支払う。優先株主に対しては、上記1,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 取得条項

平成25年4月1日以降、株主総会の決議で別に定める日に、下記に定める取得価額で、優先株式の全部または一部を取得することができる。一部取得の場合は、抽選または按分比例の方法により行う。取得価額は、1株につき1,000円に優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日および取得日を含む。）で日割計算した額を加算した額とする。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時までは議決権を有する。

(5) 株式無償割当て、募集株式等の割当てを受ける権利等

優先株式について、株式の併合または分割を行わず、また優先株主に対しては、株式無償割当てを行わない。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

7. 第十一回第十一種優先株式及び第十三回第十三種優先株式の議決権につきましては、上記5. (5)及び6.

(4)「議決権条項」に記載のとおりであり、これらの種類の株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配に関しては普通株式に優先する一方で、議決権に関してはこれを制限する内容となっております。

8. 上記の各種種類の株式については、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第1四半期会計期間 (平成23年4月1日から 平成23年6月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(株)	1,650,200
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	5,792,240
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	284.90
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(株)(注)	528,504,200
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)(注)	1,668,222,900
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)(注)	323.00
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—

(注) 当社は、平成21年1月4日を効力発生日として、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

(平成17年法律第87号)第88条の規定に基づく端数等無償割当てを実施し、新たな払込みなしに1株につき999株及び1株に満たない株式の端数0.01につき9.99株の割合で、割当てをいたしました。上記の注における各数値の算定は、当該端数等無償割当て実施前に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る各数値を、当該端数等無償割当て実施後のものに引き直して行っております。

(4) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総数 残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日 (注) 1. 2.	9,458,240	22,743,085,560	271	2,181,646	271	1,025,923

- (注) 1. 平成23年4月1日から平成23年6月30日までに、新株予約権の権利行使に伴い、普通株式が3,666,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ271百万円増加しております。
2. 平成23年4月1日から平成23年6月30日までに、第十一回第十一種優先株式1,650,200株の取得請求により、普通株式5,792,240株が増加いたしました。なお、平成23年6月30日現在、当社は第十一回第十一種優先株式499,516,200株を自己株式として所有しております。
3. 平成23年7月1日から平成23年7月31日までに、第十一回第十一種優先株式30,725,000株の取得請求により、普通株式107,844,870株が増加いたしました。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	優先株式 951,442,000	—	優先株式の内容は、「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「② 発行済株式」の注記に記載されております。
第十一回第十一種優先株式	914,752,000	—	
第十三回第十三種優先株式	36,690,000	—	
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 5,656,600	—	普通株式の内容は、「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「② 発行済株式」に記載されております。
完全議決権株式（その他）	普通株式 21,774,051,100	217,740,511	同上
単元未満株式	普通株式 2,477,620	—	—
発行済株式総数	22,733,627,320	—	—
総株主の議決権	—	217,740,511	—

（注）「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が67,000株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数670個が含まれております。

②【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	5,656,600	—	5,656,600	0.02
計	—	5,656,600	—	5,656,600	0.02

（注）1. 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。

2. 上記のほか、株主名簿上はみずほインベスターズ証券株式会社名義となっておりますが実質的には所有していない当社株式が1,000株（議決権の数10個）あります。

なお、当該株式は、上記①「発行済株式」の「完全議決権株式（その他）」の欄の普通株式に含めております。

## 2 【役員の状況】

- (1) 新任役員  
該当ありません。
- (2) 退任役員  
該当ありません。
- (3) 役職の異動  
該当ありません。

#### 第4【経理の状況】

1. 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）及び第1四半期連結累計期間（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。



1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
現金預け金	9,950,913	5,146,815
コールローン及び買入手形	375,716	278,418
買現先勘定	7,467,309	7,963,393
債券貸借取引支払保証金	6,541,512	6,383,081
買入金銭債権	1,667,808	1,635,149
特定取引資産	13,500,182	14,543,123
金銭の信託	122,267	84,775
有価証券	※2 44,782,067	※2 45,563,525
貸出金	※1 62,777,757	※1 60,820,810
外国為替	977,465	931,600
金融派生商品	5,102,760	5,156,321
その他資産	2,754,017	3,104,900
有形固定資産	947,986	935,239
無形固定資産	442,922	436,738
繰延税金資産	488,769	487,026
支払承諾見返	3,673,339	3,770,520
貸倒引当金	△760,762	△734,093
投資損失引当金	△25	△27
資産の部合計	160,812,006	156,507,321

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
<b>負債の部</b>		
預金	79,233,922	77,678,095
譲渡性預金	9,650,236	10,105,594
債券	740,932	39,175
コールマネー及び売渡手形	5,095,412	5,553,139
売現先勘定	11,656,119	12,241,948
債券貸借取引受入担保金	5,488,585	5,736,762
コマーシャル・ペーパー	226,167	243,376
特定取引負債	7,652,811	8,355,397
借入金	15,969,385	10,681,654
外国為替	167,670	207,777
短期社債	585,497	551,997
社債	5,110,947	4,987,811
信託勘定借	1,045,599	1,072,769
金融派生商品	4,599,579	4,547,757
その他負債	3,053,136	4,095,314
賞与引当金	39,336	8,939
退職給付引当金	35,615	35,509
役員退職慰労引当金	2,239	1,887
貸出金売却損失引当金	420	223
偶発損失引当金	15,081	14,960
睡眠預金払戻損失引当金	15,229	14,425
債券払戻損失引当金	13,344	13,962
特別法上の引当金	1,382	1,212
繰延税金負債	17,599	15,399
再評価に係る繰延税金負債	98,415	96,886
支払承諾	3,673,339	3,770,520
負債の部合計	154,188,007	150,072,501
<b>純資産の部</b>		
資本金	2,181,375	2,181,646
資本剰余金	937,680	937,951
利益剰余金	1,132,351	1,090,660
自己株式	△3,196	△2,930
株主資本合計	4,248,209	4,207,329
その他有価証券評価差額金	△21,648	△112,977
繰延ヘッジ損益	68,769	73,134
土地再評価差額金	137,707	135,469
為替換算調整勘定	△103,921	△101,981
その他の包括利益累計額合計	80,906	△6,355
新株予約権	2,754	1,812
少数株主持分	2,292,128	2,232,033
純資産の部合計	6,623,999	6,434,820
負債及び純資産の部合計	160,812,006	156,507,321

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】  
【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
経常収益	713,160	632,871
資金運用収益	362,570	344,355
(うち貸出金利息)	229,010	219,325
(うち有価証券利息配当金)	80,428	78,471
信託報酬	10,579	10,001
役務取引等収益	127,889	126,491
特定取引収益	79,335	42,260
その他業務収益	96,039	65,104
その他経常収益	※1 36,745	※1 44,658
経常費用	501,465	517,141
資金調達費用	89,898	79,628
(うち預金利息)	29,584	24,367
(うち債券利息)	2,132	291
役務取引等費用	28,313	27,969
特定取引費用	34	—
その他業務費用	17,688	21,832
営業経費	325,237	321,563
その他経常費用	※2 40,293	※2 66,148
経常利益	211,694	115,729
特別利益	※3 11,316	※3 194
特別損失	※4 4,785	※4 1,134
税金等調整前四半期純利益	218,224	114,788
法人税、住民税及び事業税	5,937	8,804
法人税等調整額	38,053	△13,380
法人税等合計	43,991	△4,576
少数株主損益調整前四半期純利益	174,233	119,365
少数株主利益	24,385	23,000
四半期純利益	149,847	96,364

【四半期連結包括利益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	174,233	119,365
その他の包括利益	△61,898	△87,069
その他有価証券評価差額金	△87,963	△93,442
繰延ヘッジ損益	31,051	4,535
土地再評価差額金	△21	—
為替換算調整勘定	△4,747	1,238
持分法適用会社に対する持分相当額	△218	598
四半期包括利益	112,334	32,295
親会社株主に係る四半期包括利益	92,599	11,340
少数株主に係る四半期包括利益	19,735	20,955

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間  
(自 平成23年4月1日  
至 平成23年6月30日)

当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当第1四半期連結累計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前第1四半期連結累計期間については遡及処理を行っておりません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)																
<p>※1. 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">破綻先債権額</td> <td style="text-align: right;">46,116百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">660,718百万円</td> </tr> <tr> <td>3ヵ月以上延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">25,034百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td style="text-align: right;">496,991百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※2. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は1,032,321百万円であります。</p>	破綻先債権額	46,116百万円	延滞債権額	660,718百万円	3ヵ月以上延滞債権額	25,034百万円	貸出条件緩和債権額	496,991百万円	<p>※1. 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">破綻先債権額</td> <td style="text-align: right;">40,814百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">641,138百万円</td> </tr> <tr> <td>3ヵ月以上延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">22,376百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td style="text-align: right;">524,722百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※2. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は1,006,185百万円であります。</p>	破綻先債権額	40,814百万円	延滞債権額	641,138百万円	3ヵ月以上延滞債権額	22,376百万円	貸出条件緩和債権額	524,722百万円
破綻先債権額	46,116百万円																
延滞債権額	660,718百万円																
3ヵ月以上延滞債権額	25,034百万円																
貸出条件緩和債権額	496,991百万円																
破綻先債権額	40,814百万円																
延滞債権額	641,138百万円																
3ヵ月以上延滞債権額	22,376百万円																
貸出条件緩和債権額	524,722百万円																

## (四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
※1. その他経常収益には、株式等売却益24,419百万円を含んでおります。 ※2. その他経常費用には、株式等償却10,677百万円及び貸出金償却10,176百万円を含んでおります。 ※3. 特別利益には、償却債権取立益10,153百万円を含んでおります。 ※4. 特別損失には、会計処理基準に関する事項の変更に記載した資産除去債務に関する会計基準の適用による期首影響額2,938百万円、減損損失998百万円を含んでおります。	※1. その他経常収益には、株式等売却益20,994百万円及び貸倒引当金戻入益11,770百万円を含んでおります。 ※2. その他経常費用には、住専処理への対応に係る費用20,854百万円及び株式等償却13,771百万円を含んでおります。 ※3. 特別利益には、金融商品取引責任準備金取崩額169百万円を含んでおります。 ※4. 特別損失には、固定資産処分損1,048百万円を含んでおります。

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
減価償却費 40,298百万円 のれんの償却額 一百万円	減価償却費 39,710百万円 のれんの償却額 50百万円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月22日 定時株主総会	普通株式	123,880	8	平成22年3月31日	平成22年6月22日	利益剰余金
	第十一回 第十一種 優先株式	9,985	20	平成22年3月31日	平成22年6月22日	利益剰余金
	第十三回 第十三種 優先株式	1,100	30	平成22年3月31日	平成22年6月22日	利益剰余金

II 当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月21日 定時株主総会	普通株式	130,659	6	平成23年3月31日	平成23年6月21日	利益剰余金
	第十一回 第十一種 優先株式	8,337	20	平成23年3月31日	平成23年6月21日	利益剰余金
	第十三回 第十三種 優先株式	1,100	30	平成23年3月31日	平成23年6月21日	利益剰余金



(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 報告セグメントごとの業務粗利益(信託勘定償却前)及び業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前)の金額に関する情報

(単位:百万円)

	グローバルコーポレートグループ						
		みずほコーポレート銀行				みずほ証券	その他
		①	国内	国際	市場		
			②	③	その他		
		④			⑤	⑥	
業務粗利益(信託勘定償却前)							
金利収支	111,516	100,329	39,900	21,100	39,329	△1,995	13,181
非金利収支	155,780	96,095	22,700	12,600	60,795	45,092	14,592
計	267,297	196,425	62,600	33,700	100,125	43,097	27,774
経費(除く臨時処理分)	120,114	57,776	23,300	15,700	18,776	40,376	21,961
その他	△14,035	-	-	-	-	-	△14,035
業務純益(信託勘定償却前、 一般貸倒引当金繰入前)	133,147	138,649	39,300	18,000	81,349	2,721	△8,223

	グローバルリテールグループ						
		みずほ銀行				みずほインベスターズ証券	その他
		⑦	個人	法人	市場		
			⑧	⑨	その他		
		⑩			⑪	⑫	
業務粗利益(信託勘定償却前)							
金利収支	154,017	143,473	61,600	64,900	16,973	133	10,410
非金利収支	77,886	63,732	6,700	26,600	30,432	12,525	1,629
計	231,904	207,205	68,300	91,500	47,405	12,658	12,040
経費(除く臨時処理分)	152,776	140,873	60,300	58,000	22,573	9,988	1,914
その他	△4,015	-	-	-	-	-	△4,015
業務純益(信託勘定償却前、 一般貸倒引当金繰入前)	75,112	66,331	8,000	33,500	24,831	2,670	6,110

	グローバルアセット& ウェルスマネジメントグループ		その他	合計
	みずほ 信託 銀行 ⑬	その他 ⑭	⑮	
業務粗利益(信託勘定償却前)				
金利収支	11,535	11,278	257	△4,397
非金利収支	29,157	18,398	10,758	4,981
計	40,693	29,677	11,015	584
経費(除く臨時処理分)	30,384	20,456	9,928	373
その他	△842	-	△842	△394
業務純益(信託勘定償却前、 一般貸倒引当金繰入前)	9,466	9,221	244	△183

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、業務粗利益(信託勘定償却前)を記載しております。

2. 「その他⑥」、「その他⑫」、「その他⑭」には、各グローバルグループを構成する会社間の内部取引として消去すべきものが含まれております。「その他⑮」には各グローバルグループ間の内部取引として消去すべきものが含まれております。

2. 報告セグメントの業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前)の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

上記の内部管理報告に基づく業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前)の合計額と四半期連結損益計算書に計上されている税金等調整前四半期純利益は異なっており、第1四半期連結累計期間での差異調整は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前)	金額
報告セグメント計	217,542
信託勘定与信関係費用	-
経費(臨時処理分)	△21,588
不良債権処理額(含む一般貸倒引当金繰入額)	△13,564
株式関係損益	9,336
特別損益	6,530
その他	19,968
四半期連結損益計算書の税金等調整前四半期純利益	218,224

II 当第1四半期連結累計期間（自平成23年4月1日 至平成23年6月30日）

1. 報告セグメントごとの業務粗利益（信託勘定償却前）及び業務純益（信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前）の金額に関する情報

（単位：百万円）

	グローバルコーポレートグループ						
	①	みずほコーポレート銀行			みずほ証券	⑥	
		国内	国際	市場			
		②	③	その他			
④	⑤	⑥					
業務粗利益(信託勘定償却前)							
金利収支	114,706	95,426	37,800	21,100	36,526	△963	20,243
非金利収支	96,294	53,837	23,700	14,500	15,637	32,018	10,438
計	211,001	149,264	61,500	35,600	52,164	31,054	30,681
経費（除く臨時処理分）	114,388	59,787	22,400	16,400	20,987	38,746	15,854
その他	△12,623	-	-	-	-	-	△12,623
業務純益(信託勘定償却前、 一般貸倒引当金繰入前)	83,988	89,477	39,100	19,200	31,177	△7,691	2,203

	グローバルリテールグループ						
	⑦	みずほ銀行			みずほインベスターズ証券	⑫	
		個人	法人	市場			
		⑧	⑨	その他			
⑩	⑪	⑫					
業務粗利益(信託勘定償却前)							
金利収支	144,451	135,401	61,200	63,700	10,501	190	8,859
非金利収支	61,813	48,217	6,000	25,400	16,817	11,339	2,256
計	206,265	183,619	67,200	89,100	27,319	11,530	11,115
経費（除く臨時処理分）	151,137	136,925	59,500	55,500	21,925	10,437	3,774
その他	△3,248	-	-	-	-	-	△3,248
業務純益(信託勘定償却前、 一般貸倒引当金繰入前)	51,878	46,693	7,700	33,600	5,393	1,092	4,092

	グローバルアセット& ウェルスマネジメントグループ		その他	合計	
	みずほ 信託 銀行 ⑬	その他 ⑭	⑮		
業務粗利益(信託勘定償却前)					
金利収支	10,462	10,210	252	△4,893	264,726
非金利収支	26,990	15,753	11,236	8,956	194,055
計	37,453	25,964	11,489	4,062	458,782
経費(除く臨時処理分)	29,977	19,796	10,180	7,159	302,662
その他	△330	-	△330	△11,007	△27,210
業務純益(信託勘定償却前、 一般貸倒引当金繰入前)	7,145	6,167	978	△14,104	128,909

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、業務粗利益(信託勘定償却前)を記載しております。

2. 「その他 ⑥」、「その他 ⑫」、「その他 ⑭」には、各グローバルグループを構成する会社間の内部取引として消去すべきものが含まれております。「その他 ⑮」には各グローバルグループ間の内部取引として消去すべきものが含まれております。

2. 報告セグメントの業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前)の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

上記の内部管理報告に基づく業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前)の合計額と四半期連結損益計算書に計上されている税金等調整前四半期純利益は異なっており、第1四半期連結累計期間での差異調整は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前)	金額
報告セグメント計	128,909
信託勘定与信関係費用	-
経費(臨時処理分)	△18,900
不良債権処理額(含む一般貸倒引当金繰入額)	△8,898
株式関係損益	5,018
特別損益	△940
その他	9,601
四半期連結損益計算書の税金等調整前四半期純利益	114,788

(有価証券関係)

I 前連結会計年度

1. 満期保有目的の債券 (平成23年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	1,200,615	1,206,707	6,091
社債	1,508	1,513	5
合計	1,202,123	1,208,220	6,097

2. その他有価証券 (平成23年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
株式	2,434,964	2,640,699	205,734
債券	33,484,214	33,472,879	△11,334
国債	29,288,505	29,289,584	1,078
地方債	229,440	230,169	728
社債	3,966,268	3,953,125	△13,142
その他	8,227,439	8,032,406	△195,033
外国債券	5,908,968	5,801,766	△107,202
買入金銭債権	1,075,857	1,067,661	△8,195
その他	1,242,613	1,162,978	△79,635
合計	44,146,618	44,145,985	△632

II 当第1四半期連結会計期間

※四半期連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」の一部並びに「その他資産」の一部を含めて記載しております。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は含めておりません。

1. 満期保有目的の債券 (平成23年6月30日現在)

	四半期連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	1,350,613	1,360,062	9,448
社債	1,205	1,209	4
合計	1,351,818	1,361,271	9,453

(注) 時価は、当第1四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

## 2. その他有価証券（平成23年6月30日現在）

	取得原価（百万円）	四半期連結貸借対照表計上額（百万円）	差額（百万円）
株式	2,413,859	2,444,697	30,838
債券	33,773,597	33,799,000	25,403
国債	29,641,494	29,667,921	26,427
地方債	249,397	251,671	2,274
社債	3,882,706	3,879,407	△3,298
その他	8,565,054	8,413,758	△151,296
外国債券	6,290,538	6,240,459	△50,079
買入金銭債権	984,519	976,887	△7,632
その他	1,289,996	1,196,410	△93,585
合計	44,752,511	44,657,456	△95,055

(注) 1. 評価差額のうち、時価ヘッジの適用等により損益に反映させた額は、8,476百万円（損失）であります。

2. 四半期連結貸借対照表計上額は、国内株式については当第1四半期連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当第1四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として当第1四半期連結会計期間末日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当第1四半期連結累計期間の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。

当第1四半期連結累計期間における減損処理額は、13,515百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

- ・ 時価が取得原価の50%以下の銘柄
- ・ 時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

### 4. 変動利付国債

国内銀行連結子会社及び一部の国内信託銀行連結子会社は、「有価証券」のうち、実際の売買事例が極めて少ない変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当第1四半期連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって四半期連結貸借対照表価額としております。

合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法等であります。価格決定変数は、10年国債利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等であります。

### 5. 証券化商品

国内銀行連結子会社の欧州拠点及び米州拠点等の貸出代替目的のクレジット投資（証券化商品）につきましては、実際の売買事例が極めて少なく、売手と買手の希望する価格差が著しく大きいため、ブローカー又は情報ベンダーから入手する評価等が時価とみなせない状況が継続していることから、経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額をもって時価としております。

経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法、価格決定変数はデフォルト率、回収率、プリペイメント率、割引率等であり、対象となる有価証券の内訳は、住宅ローン担保証券、ローン担保証券、商業不動産ローン担保証券、その他の資産担保証券であります。

(金銭の信託関係)

I 前連結会計年度

1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成23年3月31日現在)  
該当ありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成23年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
その他の金銭の信託	1,017	984	△32

II 当第1四半期連結会計期間

1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成23年6月30日現在)  
該当ありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成23年6月30日現在)

	取得原価 (百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
その他の金銭の信託	1,002	965	△37

(注) 四半期連結貸借対照表計上額は、当第1四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価等により計上したものであります。

## (デリバティブ取引関係)

## I 前連結会計年度

## (1) 金利関連取引 (平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物	31,139,440	123	123
	金利オプション	6,106,255	△1,291	△1,003
店頭	金利先渡契約	28,376,989	48	48
	金利スワップ	731,790,809	333,769	333,769
	金利オプション	29,701,358	7,803	7,803
連結会社間 取引及び内 部取引	金利スワップ	6,258,225	△54,975	△54,975
	合計	—	285,478	285,765

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

## (2) 通貨関連取引 (平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	32,053	△0	△0
店頭	通貨スワップ	23,109,073	△137,101	△258,838
	為替予約	33,680,642	135,058	135,058
	通貨オプション	15,106,458	512,622	533,860
連結会社間 取引及び内 部取引	通貨スワップ	1,235,874	△120,557	△74,619
	合計	—	390,020	335,460

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告書第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

## (3) 株式関連取引 (平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物	631,301	1,072	1,072
	株式指数先物オプション	582,247	△5,491	△7,069
店頭	株リンクスワップ	566,092	42,748	42,748
	有価証券店頭オプション	1,241,093	△23,739	△9,915
	その他	50,023	1,144	1,144
	合計	—	15,734	27,980



(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引 (平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物	2,388,243	△192	△192
	債券先物オプション	283,614	194	△9
店頭	債券店頭オプション	1,062,798	△590	△575
	合計	—	△588	△777

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

(5) 商品関連取引 (平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	商品先物	141,601	△551	△551
	商品先物オプション	279	85	54
店頭	商品オプション	660,920	20,418	20,418
	合計	—	19,952	19,921

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 2. 商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引 (平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジットデリバティブ	9,039,691	27,338	27,338
	合計	—	27,338	27,338

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

(7) ウェザーデリバティブ取引 (平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザーデリバティブ (オプション系)	10	2	2
	合計	—	2	2

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 2. 取引は降雨量に係るものであります。

## Ⅱ 当第1四半期連結会計期間

### (1) 金利関連取引（平成23年6月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品 取引所	金利先物	29,294,263	2,021	2,021
	金利オプション	9,311,350	△274	△218
店頭	金利先渡契約	32,386,269	1,768	1,768
	金利スワップ	726,034,471	352,426	352,426
	金利オプション	29,779,958	11,728	11,728
連結会社間 取引及び内 部取引	金利スワップ	6,549,215	△53,838	△53,838
	合計	—	313,831	313,887

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

### (2) 通貨関連取引（平成23年6月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品 取引所	通貨先物	114,316	△17	△17
店頭	通貨スワップ	22,970,542	△157,847	△232,016
	為替予約	34,045,647	117,550	117,550
	通貨オプション	14,247,827	512,401	522,522
連結会社間 取引及び内 部取引	通貨スワップ	1,202,906	△65,241	△15,599
	合計	—	406,844	392,437

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の四半期連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

### (3) 株式関連取引（平成23年6月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品 取引所	株式指数先物	868,717	△344	△344
	株式指数先物オプション	576,811	2,185	△2,809
店頭	株リンクスワップ	501,786	31,491	31,491
	有価証券店頭オプション	1,483,764	△26,518	△8,293
	その他	66,284	1,296	1,296
	合計	—	8,111	21,341

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。  
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引 (平成23年6月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物	4,697,749	132	132
	債券先物オプション	750,386	△203	△267
店頭	債券店頭オプション	1,201,858	△480	△654
	合計	—	△551	△788

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

(5) 商品関連取引 (平成23年6月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	商品先物	197,318	△775	△775
	商品先物オプション	489	2	35
店頭	商品オプション	633,163	19,647	19,647
	合計	—	18,874	18,906

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。  
 2. 商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引 (平成23年6月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジットデリバティブ	7,992,463	28,289	28,289
	合計	—	28,289	28,289

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

(7) ウェザーデリバティブ取引 (平成23年6月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザーデリバティブ (オプション系)	10	△0	△0
	合計	—	△0	△0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。  
 2. 取引は降雨量に係るものであります。

## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	円	9.67	4.42
(算定上の基礎)			
四半期純利益	百万円	149,847	96,364
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る四半期純利益	百万円	149,847	96,364
普通株式の期中平均株式数	千株	15,490,950	21,781,235
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	円	8.74	4.14
(算定上の基礎)			
四半期純利益調整額	百万円	△3	△0
(うち連結子会社の潜在株式による調整額)	百万円	(△3)	(△0)
普通株式増加数	千株	1,648,416	1,470,902
(うち優先株式)	千株	(1,640,656)	(1,461,359)
(うち新株予約権)	千株	(7,759)	(9,542)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		—	—

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間  
(自 平成23年4月1日  
至 平成23年6月30日)

1. 当社は、平成23年7月29日開催の取締役会において、株式会社みずほコーポレート銀行（以下「みずほコーポレート銀行」）を株式交換完全親会社、みずほ証券株式会社を株式交換完全子会社とし、当社の普通株式を株式交換の対価とする株式交換、及び株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」）を株式交換完全親会社、みずほインベスターズ証券株式会社を株式交換完全子会社とし、当社の普通株式を株式交換の対価とする株式交換を実施するために必要となる株式交換対価をそれぞれの株式交換完全親会社に取得させることを目的とする第三者割当による新株式発行を行うことについて決議いたしました。概要は以下の通りです。

- |                      |  |
|----------------------|--|
| (1) 発行新株式数           | 当社普通株式1,285,038,883株   |
| (2) 発行価格の算定方法        | 発行価格は、平成23年8月26日（金）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（終値が存在しない場合は直近の取引日における終値）とします。 |
| (3) 発行価格の総額          | 165,770百万円（予定）   |
| (4) 資本組入額の総額         | 82,885百万円（予定）  |
| (5) 資本準備金の増加額        | 82,885百万円（予定）  |
| (6) 申込期間             | 平成23年8月26日（金）  |
| (7) 払込期日             | 平成23年8月29日（月）  |
| (8) 割当予定先及び<br>割当株式数 | みずほコーポレート銀行 962,094,673株<br>みずほ銀行 322,944,210株                             |
| (9) 資金使途             | 当社が発行した既存のコマーシャル・ペーパーの償還に全額充当する予定です。                                       |
| (10) その他             | 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。  |

2. 当社、株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」）、株式会社みずほコーポレート銀行（以下「みずほコーポレート銀行」）、みずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」）及びみずほインベスターズ証券株式会社（以下「みずほインベスターズ証券」）は、平成23年7月29日開催の各社取締役会において、みずほ銀行を株式交換完全親会社、みずほインベスターズ証券を株式交換完全子会社とし、当社の普通株式を株式交換の対価とする株式交換（株式交換効力発生日：平成23年9月1日予定）、及びみずほコーポレート銀行を株式交換完全親会社、みずほ証券を株式交換完全子会社とし、当社の普通株式を株式交換の対価とする株式交換（株式交換効力発生日：平成23年9月1日予定）のそれぞれの効力発生、並びに必要な各社株主総会等の承認及び国内外の関係当局への届出、許認可の取得等を前提として、みずほ証券とみずほインベスターズ証券が合併を行うことについての基本方針を決定し、その具体的な検討・協議に向けて、みずほ証券とみずほインベスターズ証券との間で基本合意書を締結いたしました。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月11日

株式会社 みずほフィナンシャルグループ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 英 公一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三浦 昇

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 久保 暢子

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西田 裕志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほフィナンシャルグループの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。



- 
- (注) 1. 上記は、「独立監査人の四半期レビュー報告書」の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。